

令和元年11月20日

まちづくり委員会資料

等々力緑地再編整備事業の推進に向けた
今後の取組方針（案）について

建設緑政局

「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）」について

等々力緑地においては、平成 23 年 3 月に「等々力緑地再編整備実施計画」を策定し、計画に基づく段階的な緑地の整備等の取組に加え、公園内施設の一体的・横断的な維持管理・利活用の検討など、公園のさらなる魅力向上に向けた取組を進めてきました。そうした中、民間事業者からの P F I 法に基づく民間提案の提出に伴い、有識者による審査を行ってきたほか、今般の台風 19 号により浸水被害等が発生するなど、緑地を取り巻く大きな状況の変化が生じています。

この取組方針は、こうした課題に対する本市の取組の方向性や今後の検討の進め方を示すものであり、今後、本方針に基づいて、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設運営等の実現に向けてさらなる取組を進めてまいります。

1 事業の経過

(1) 「等々力緑地再編整備実施計画」に基づく再編整備事業の推進

等々力緑地については、昭和 37 年から段階的に緑地内の整備を進めてきましたが、陸上競技場や硬式野球場の老朽化などの課題や、武蔵小杉駅周辺における大規模な再開発事業等の進捗も踏まえ、平成 20 年 10 月に「等々力緑地再編整備検討委員会」を組織し、緑地全体のあり方や施設の再編整備に関する検討を進めてきました。この委員会での議論を踏まえ、主要施設の整備の方向と配置、整備手順などをまとめた「等々力緑地再編整備実施計画」を平成 23 年 3 月に策定するとともに、この計画に基づき、陸上競技場（メインスタンド）や正面広場等の整備を実施し、現在では、硬式野球場の整備を進め、今後、陸上競技場（サイド・バックスタンド）等の整備を実施する予定となっています。

(2) 民間活用による等々力緑地のさらなる魅力向上に向けた取組の推進

平成 29 年 6 月の都市公園法改正の趣旨を踏まえ、陸上競技場（サイド・バックスタンド）整備や、公園内施設の一体的・横断的な維持管理・利活用を対象として、民間活用による公園のさらなる魅力向上に向けた検討を行ってきました。

この検討の中で、緑地のパークマネジメント推進に向けて、魅力向上施策や公園内施設の効率的・効果的な整備及び維持管理・利活用のアイデアを募集するため、川崎市の都市公園で初めて公募による「マーケットサウンディング」を実施し、民間事業者の柔軟な発想に基づく幅広い事業アイデア等の把握の試みを行ってきました。

そうした中、平成 31 年 2 月 28 日に、東京急行電鉄株式会社（現東急（株））より、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下、「P F I 法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、陸上競技場（サイド・バックスタンド）の全面改築、とどろきアリーナの民設民営化、民間収益施設の設置、等々力緑地の一体的な管理等、複数年の P F I 事業等の実施に関する提案の提出を受けました。

その後、客観的な視点による提案内容の妥当性等の審査を行うため、附属機関である「川崎市民間活用推進委員会」に「民間提案審査部会」を設置し審査を進め、同年 9 月 30 日に審査部会から本市に対して審査講評が提出されました。（審査講評の概要は、総務委員会及びまちづくり委員会に所管事務報告を実施（令和元年 10 月 7 日））

※マーケットサウンディングとは…民間事業者から広く意見、提案を求めるものであり、等々力緑地の利活用の方向性、市場性の有無、市場性を確保するためのアイデアを得るために行うものです。

※ P F I 法第 6 条第 1 項に基づく提案とは… P F I 法に規定された民間提案制度のことであり、民間事業者が、施設管理者である国や自治体等に対し、公共施設等の P F I 事業の実施を各施設管理者に提案できるしくみです。

2 等々力緑地の課題

(1) 社会環境の変化に対する新たな課題等への対応の必要性

等々力緑地においては、施設の老朽化などに伴い様々な課題が指摘されていることに加え、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、これからの都市公園には、その多機能性を最大限発揮し、都市の課題解決や魅力づくりに貢献していくことが期待されており、これらの課題を踏まえた取組が求められています。

課題	具体的な内容の例
立地及びアクセスの改善	駅から遠い、動線が悪い（安全性が低い、道が分かりにくい）、多摩川河川敷と分断されている
「憩いの場」となる空間の不足	普段使いの公園として、ゆっくり過ごす場がない、飲食店が不足している 運動の後などにくつろげる空間がない
魅力あるコンテンツ及び情報発信の不足	公園として魅力あるコンテンツが不足している、プロスポーツの拠点であることを活かせてない 情報発信力が弱く、認知されていない、日常的に集客できる魅力ある施設の不足
施設等の確保・再配置・改変の必要性	植栽が鬱蒼としている、園内の道路（車道）が危険である、駐車場が不足している 全体的に施設の配置が整っていない
維持管理水準の改善	歩道等公園施設が老朽化している、照明が少ない等の理由により安全面（防犯）に懸念

(2) 自然災害リスクの高まりを踏まえた防災対策の充実の必要性

台風 19 号の通過に伴い川崎市内では、多くの浸水被害等が発生し、市民生活に多大な影響を及ぼしています。また、等々力緑地においても、補助競技場、運動広場、多目的広場の冠水や市民ミュージアムの浸水被害、とどろきアリーナ館内の浸水等が発生しており、現在、被害状況の把握と対応に努めているところです。

等々力緑地は、地震や火災時の広域避難場所や警察等の広域活動拠点として位置付けられていますが、小杉駅周辺のまちづくりの進展や今回の浸水被害を踏まえた緑地の役割の検証など、防災対策の充実に向けたさらなる検討を進める必要があります。



小杉駅周辺地区のまちづくりの進展



多目的広場等の冠水状況①



多目的広場等の冠水状況②

(3) 民間提案の審査講評を踏まえた提案内容のさらなる検証の必要性

東急（株）から受けた民間提案への審査講評では、「総合的な評価としては、提案の妥当性は認められるものの、提案の具体的な実現可能性等を判断するためには、市民等や提案内容の検討に必要となる有識者等を交えながら、さらに検討を深めていく必要があると判断する」とされ、また、提案者への対応として、「提案内容の検証と再編整備事業の実施に向けた議論を進めるために、共に協力するための取組を講じる必要がある」とされました。

このようなことから、本市としては、提案の実現可能性のさらなる検証とともに、その検証に向けた提案者の知的財産等を含む情報の公表等に対する提案者と協力関係を整えていく必要があります。

3 民間提案の主な内容

提案の主な内容については、提案者からの了解を得た上で、前回公表した内容（令和元年 10 月 7 日まちづくり委員会「等々力緑地再編整備事業に係る民間提案の審査講評について」）から、新たに公表可能となった内容のみ記載しています。

※ 提案内容は、平成 31 年 2 月 28 日時点で提案者から提出されたものであり、現時点で本市が当該提案に基づいて事業を推進することを決定しているものではありません。

(1) 全体ゾーニング

等々力緑地は広大な敷地を有するため、全体を 4 つのゾーンに分け、それぞれのゾーンにテーマを掲げて異なる価値を提供する。

- ・ゾーン① ライフスタイルゾーン…等々力緑地の玄関口であり、車導線が強く公共交通にも近いため日常的に利用できる便利施設が集まるゾーン
- ・ゾーン② オープンイノベーションゾーン…商業店舗を活用したワークショップなどで市民や公園利用者が日常的に体感できるゾーン
- ・ゾーン③ アウトドアアクティビティゾーン…サッカー、野球、テニス等のスポーツアクティビティ施設が集まったゾーン
- ・ゾーン④ リラクゼーションゾーン…大きな広場空間やプール等の親水空間がある、緑地内の各施設をつなぐ役割を果たすゾーン

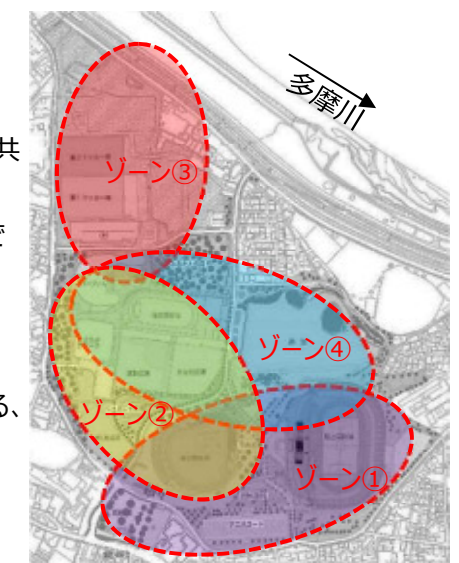


図 ゾーニング図(下図は現在の再編整備図)

(2) 主要施設の整備内容

ア 陸上競技場（サイド・バックスタンド）の全面改築

- ・スタンドと公共施設等の複合施設を整備

イ とどろきアリーナの民設民営化

- ・既存のとどろきアリーナ（大体育館）を、民設民営の興行専用のアリーナとして再整備（エンターテインメント空間の創出）
- ・市民利用の体育室は陸上競技場内に複合整備し利便性を向上

ウ 市民ミュージアムの再整備

- ・ 陸上競技場内に複合整備

エ その他公園施設の魅力向上

- ・ 既存施設の再整備による魅力向上及び新たな機能の導入により、これまでの利用者層に留まらない幅広い層をターゲットとして利用者数を向上
- ・ 既存施設の一部を再整備し、新たな魅力を創出
 - ✓ 園路とランニングコースを新設（多摩川河川敷とのアクセス路を含む）
 - ✓ 魅力的な広場空間の整備
 - ✓ 釣り池の再整備（一部をプールなどの親水施設として魅力向上に向けた施設として整備）
 - ✓ テニスコート及びサッカー場、多目的広場・運動広場等については移転再整備

オ 等々力緑地及び地域の魅力向上に資する民間収益施設

- ・ 商業系店舗の整備 ・R&D 施設（研究開発施設） ・教育研究の整備 ・エンターテインメント施設の整備

カ 等々力緑地周辺敷地との一体計画による地域の魅力向上

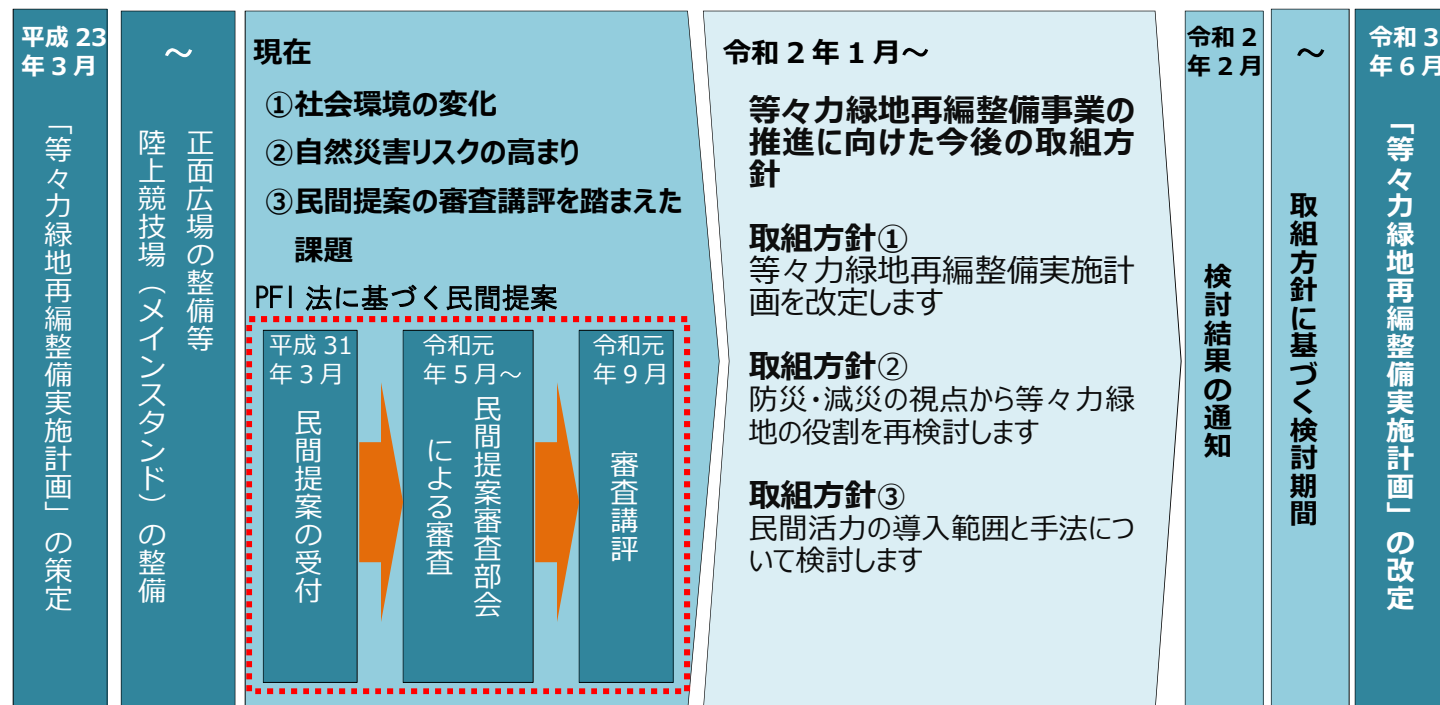
- ・ 緑地に接する、公文書館や会館とどろきを陸上競技場内に複合整備し、跡地に魅力向上に資する施設を整備

4 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）

等々力緑地再編整備実施計画の策定後に顕在化した様々な課題について次の取組方針により検討を進め、等々力緑地を安全・安心で魅力あふれる公園の実現や効率的・効果的な施設運営等に向けて再編整備実施計画を改定します。

(1) 今後の取組方針

- ① 社会環境の変化による新たな課題等に対応するため、等々力緑地再編整備実施計画を改定します**
等々力緑地のマスタープランである「等々力緑地再編整備実施計画」について、社会環境の変化による新たな課題等に対応するため、改定に向けた検討を進めます。
- ② 自然災害リスクの高まりを踏まえ、防災・減災の視点から等々力緑地の役割を再検討します**
近年、国内で発生している大規模地震に伴う災害に加え、直近で発生した台風 19 号による浸水被害を踏まえ、防災・減災の視点から等々力緑地の果たすべき役割を再検討します。
- ③ 民間活力の導入範囲と手法について検討します**
PFI 法に基づく民間提案の審査講評等を踏まえ、民間提案の実現可能性を検証するための体制を構築します。検討にあたっては、知的財産等を含む情報の公表及び活用に向けて提案者との連携・協力について取り決めを行います。



(2) 今後の検討事項

- ① 市の各種計画との整合について検証を行います**
「等々力緑地再編整備実施計画」策定後に改定された川崎市緑の基本計画など各種計画を踏まえ、現在の再編整備実施計画を検証します。
- ② 自然災害リスクの高まりを踏まえ、等々力緑地が果たすべき防災・減災の視点から等々力緑地の役割を再検討します**
自然災害リスクの高まりを踏まえ、等々力緑地が果たすべき防災・減災の視点を整理し、等々力緑地の役割を再検討します。なお、検討にあたっては、等々力緑地内外の台風 19 号に伴う被害状況や原因等の調査結果を踏まえます。
- ③ 公園全体のゾーニングを検討します**
防災・減災の視点からの役割の再検討、大規模施設の再整備、下水処理施設の建設の進捗、民間収益施設の設置への対応など様々な条件の変化を踏まえ、公園全体のゾーニングを検討し、ゾーニングごとに合わせた公園施設の具体的な検討を進めます。
- ④ 等々力緑地の魅力向上など課題解決に向けた検討を行います**
等々力緑地再編整備実施計画、マーケットサウンディング調査、民間提案において共通して指摘されている魅力の創出や緑地へのアクセス向上、維持管理水準の改善などの課題については、民間提案の内容の実現性を検証しながら、課題解決に向けた検討を行います。

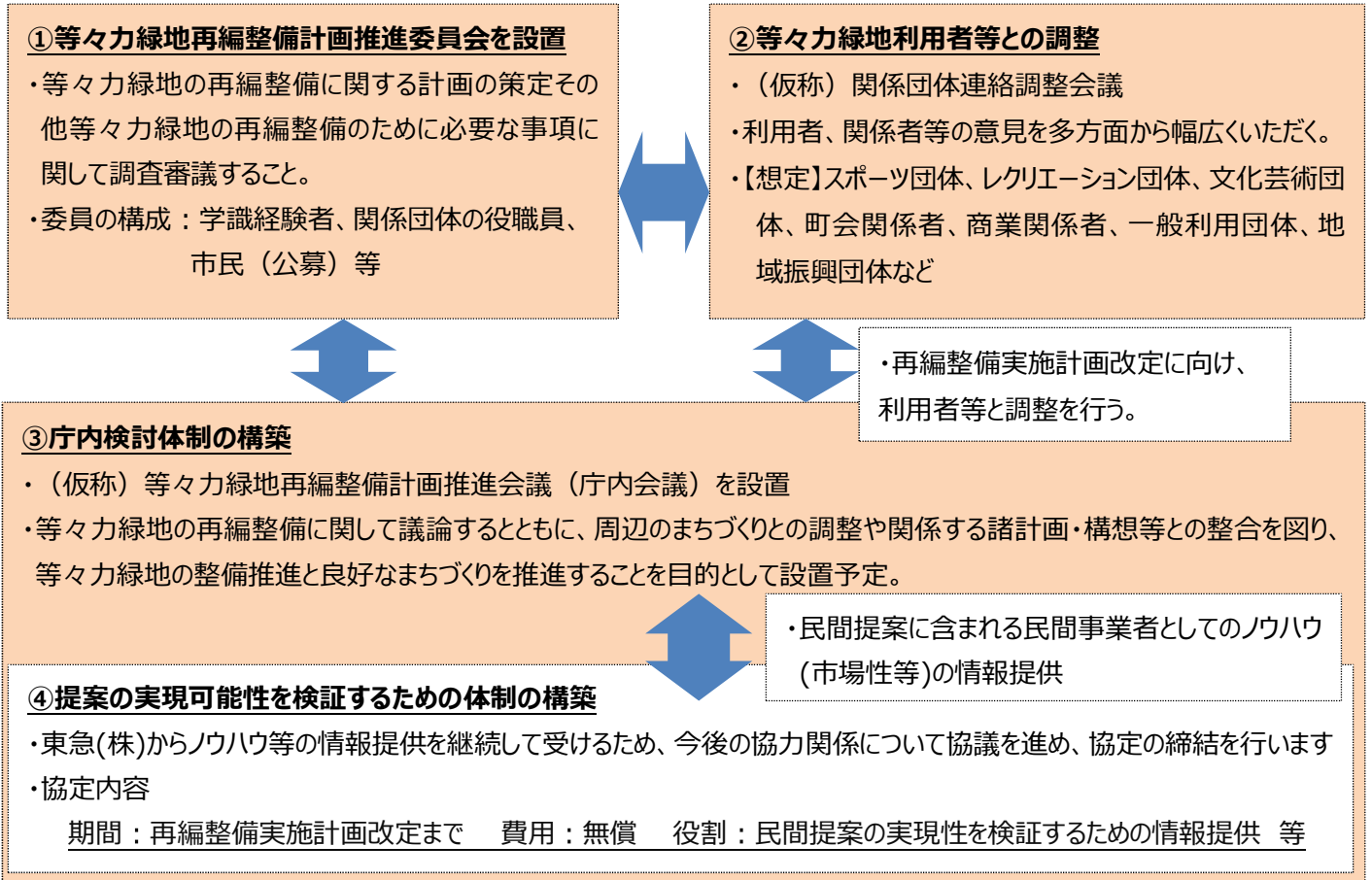
(3) 今後の検討体制

等々力緑地再編整備実施計画の改定に向けて学識経験者等による検討体制として、**①等々力緑地再編整備計画推進委員会を設置**するとともに、ステークホルダーである**②等々力緑地利用者等との調整**を行います。また、**④民間提案の審査講評を踏まえた対応**として、東急(株)と連携・協力して検証を進めます。なお、計画の改定にあたっては、緑地内にある各公共施設に関する所管局区等との調整が必要になることから、**③庁内検討体制の構築**を行います。

ア 検討組織

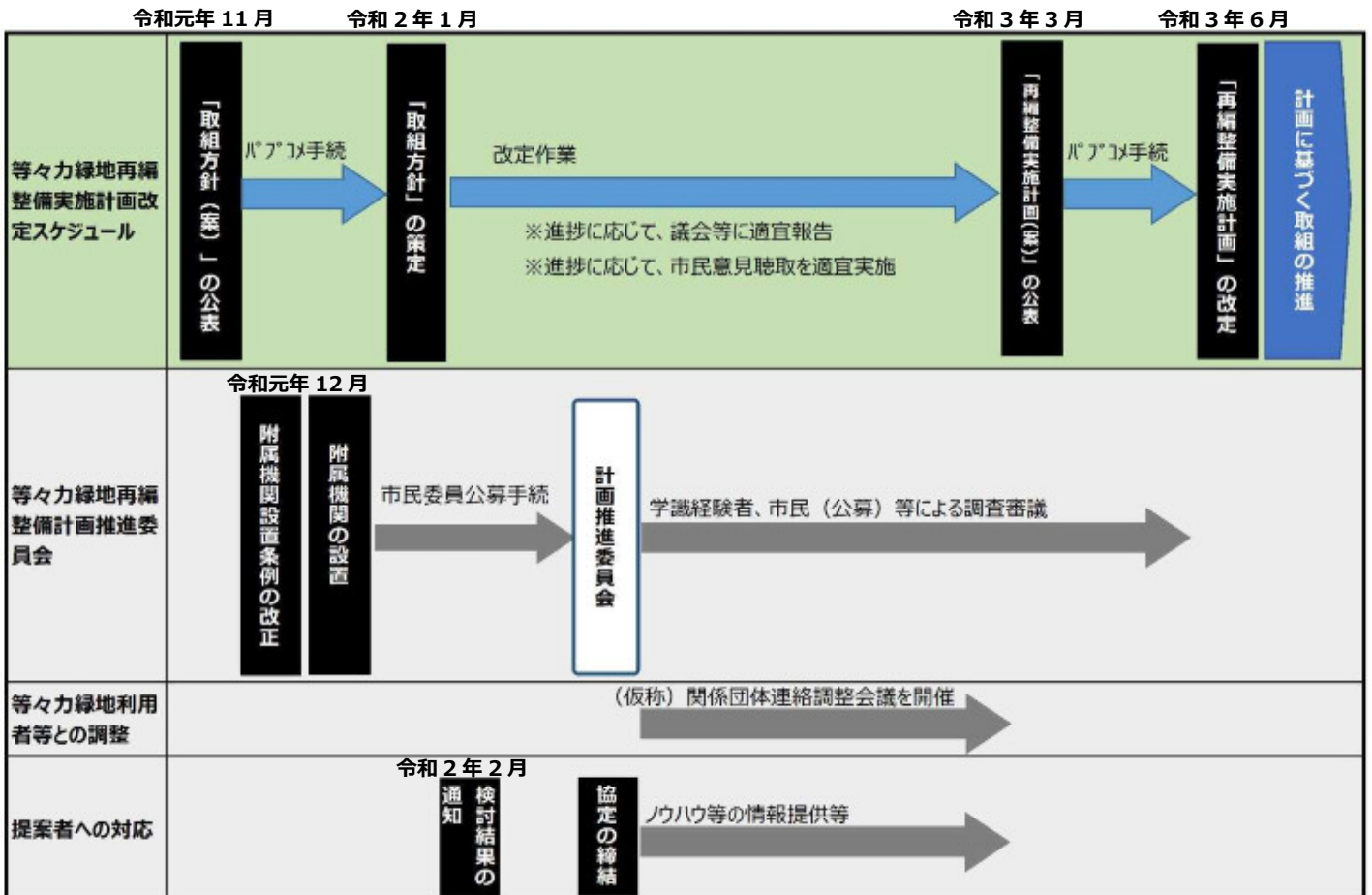
- ① 等々力緑地再編整備計画推進委員会を設置**
小杉駅周辺地区におけるまちづくりの進展への対応や都市公園法の改正など公園緑地行政を取り巻く動向が大きく変化していることに加え、大型台風の襲来をはじめとする自然災害リスクが高まったことへの防災対策など、魅力あふれる公園の実現や効率的・効果的な施設運営等に向けた等々力緑地を実現するためには、等々力緑地のマスタープランである**等々力緑地再編整備実施計画を改定する必要がある**ことから、検討に必要な学識経験者（造園・エリアマネジメントなど）、公募市民等により構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」を設置します。
- ② 等々力緑地利用者等との調整**
等々力緑地及び緑地内の施設は、市民等や地域とともに育てていく「公共財産」であり、今後の等々力緑地の再整備の内容や利用方法等の議論に向けて、等々力緑地を日常的に利用しているステークホルダー等、様々な立場での多様な意見を伺うとともに、本事業への理解の醸成と情報共有を図るための「（仮称）関係団体連絡調整会議」を設置します。
- ③ 庁内検討体制の構築**
等々力緑地の各公共施設を所管する局区との課題の共有と解決を図るために、「（仮称）等々力緑地再編整備計画推進会議」を設置し、庁内における検討体制を構築します。
- ④ 提案の実現可能性を検証するための体制の構築**
民間提案への「民間提案審査部会」からの審査講評を踏まえ、提案が等々力緑地の魅力向上等に寄与するか否かやその実現可能性等について、「等々力緑地再編整備計画推進委員会」の中で、さらなる検証を進めます。また、提案の実現可能性を検証するため、東急(株)のノウハウや提案内容を公表及び活用することについて、提案者の承諾を得る必要などがあることから、東急(株)との取り決め（協定の締結）を行い、連携・協力を行います。
なお、この連携・協力は、再編整備実施計画の改定までを予定しており、改定後の計画に基づいて整備・運営等の事業者の決定を行う場合には、公平性・透明性・競争性に配慮し、公募（総合評価落札方式等）により事業者選定を行います。

イ 検討体制図



5 今後のスケジュール（案）

・このスケジュールは、本取組方針による「再編整備実施計画」の改定作業の想定スケジュールを示したものです。



*本取組方針（案）公表後、速やかにパブリックコメント手続を実施（11/21～12/20）し、市民の御意見を伺ってまいります。
*提案者への「検討結果の通知」については、令和 2年 2月に取組方針内容の回答を予定しています。

等々力緑地の現況図



平成 31 年 2 月 28 日付けで東京急行電鉄株式会社（現「東急株式会社」）から提出された民間提案の主な内容は次のとおりです。なお、現時点で本市が当該提案に基づいて事業を推進することを決定しているものではありません。

(1) 課題認識及び課題解決の方向性

- ア 等々力緑地周辺地域の課題
 - 小杉駅周辺地区における憩いの空間の拡充、アクセス性の向上、園内移動手段の不足、まちに開かれた公園、安心・安全な空間の実現、等々力緑地に係る財政支出の低減
- イ 等々力緑地に係る提案企業の課題認識
 - 広域的な防災拠点としての機能の強化、スタジアム・アリーナ改革の実現、新たな産業や地域イノベーション拠点としての環境の構築、等々力緑地のポテンシャルの最大化、等々力緑地全体の一体的な管理運営、ブランディング・マーケティングの必要性
- ウ 課題解決の方向性
 - まちと繋がる、誰しにも開かれた憩いの場づくり、市民の様々な活動拠点、新たな産業や地域イノベーション拠点の創出、アクセス性の改善、園内移動手段の確保、継続的な管理運営の仕組みづくり、暮らす人、訪れる人にとって安心・安全な公園

(2) 提案のコンセプト

- ア 提案のコンセプト
 - 「次世代の公共文化の創造 ～Neo Public Culture～」「非日常を日常に」をキーワードとして、以下の価値の提供を目指す
 - ・ 価値 01 ホンモノに触れることができる
 - ・ 価値 02 更なる成長を実感できる
 - ・ 価値 03 自然体の自分に向き合うことができる
 - ・ 価値 04 繋がりを創ることができる

イ コンセプトの実現に向けたポイント
民間ノウハウの最大限の活用、財政負担軽減のための施設規模及び内容の見直し、適切な官民の役割分担

(3) 全体ゾーニング

- 等々力緑地は広大な敷地を有するため、全体を4つのゾーンに分け、それぞれのゾーンにテーマを掲げて異なる価値を提供する。
- ・ ゾーン① ライフスタイルゾーン…等々力緑地の玄関口であり、車導線が強く公共交通にも近いため日常的に利用できる利便施設が集まるゾーン。
 - ・ ゾーン② オープンイノベーションゾーン…商業店舗を活用したワークショップなどで市民や公園利用者が日常的に体感できるゾーン。
 - ・ ゾーン③ アウトドアアクティビティゾーン…サッカー、野球、テニス等のスポーツアクティビティ施設が集まったゾーン。
 - ・ ゾーン④ リラクゼーションゾーン…大きな広場空間やプール等の親水空間がある、緑地内の各施設をつなぐ役割を果たすゾーン。



図 ゾーニング図(下図は現在の再編整備図)

(4) 主要施設の整備内容

- ア 陸上競技場（サイド・バックスタンド）の全面改築
 - ・ スタンドと公共施設等の複合施設を整備
- イ とどろきアリーナの民設民営化
 - ・ 既存のとどろきアリーナ（大体育館）を、民設民営の興行専用のアリーナとして再整備（エンターテインメント空間の創出）

- ・ 市民利用の体育室は陸上競技場内に複合整備し利便性を向上
- ウ 市民ミュージアムの再整備
 - ・ 陸上競技場内に複合整備
- エ その他公園施設の魅力向上
 - ・ 既存施設の再整備による魅力向上及び新たな機能の導入により、これまでの利用者層に留まらない幅広い層をターゲットとして利用者数を向上
 - ・ 既存施設の一部を再整備し、新たな魅力を創出
 - ✓ 園路とランニングコースを新設（多摩川河川敷とのアクセス路を含む）
 - ✓ 魅力的な広場空間の整備
 - ✓ 釣り池の再整備（一部をプールなどの親水施設として魅力向上に向けた施設として整備）
 - ✓ テニスコート及びサッカー場、多目的広場・運動広場等については移転再整備
- オ 等々力緑地及び地域の魅力向上に資する民間収益施設
 - ・ 商業系店舗の整備 ・ R&D 施設（研究開発施設）、教育研究の整備 ・ エンターテインメント施設の整備
- カ 等々力緑地周辺敷地との一体計画による地域の魅力向上
 - ・ 緑地に接する、公文書館や会館とどろきを陸上競技場内に複合整備し、跡地に魅力向上に資する施設を整備

(5) 運営手法

- ア 公園全体の運営方針
 - 運営事業者が、公園全体の運営を統括して実施することで、あらゆる人が安心して憩う公園で「魅力的なサービス」と「多彩なイベント」が新たな価値を提供し、賑わいを創出。
- イ 施設ごとの運営方針
 - (ア) 陸上競技場
 - 川崎市のスポーツ拠点の象徴として、プロサッカーチームのホームグラウンドとしてのブランディング、多種多様なイベントの誘致を通し集客。
 - (イ) 体育室
 - 「する」スポーツに特化したコンパクトな施設とすることで、市民のスポーツの機会を充実させるとともに、市の財政負担の削減に貢献。
 - (ウ) 市民ミュージアム
 - 市民ミュージアムとしての役割を果たしつつ、運営業務の合理化により市の財政負担の削減に貢献。
 - (エ) とどろきアリーナ
 - 「観るスポーツ」の価値を最大化させるスポーツ拠点として機能拡充することで、屋内スポーツや多様なイベントを「観る」文化として醸成し、川崎市内だけでなく全国から集客。
 - (オ) その他公園施設
 - 川崎市のスポーツの拠点として、多種多様なスポーツ文化が生まれる場所としてのカルチャーを醸成。
 - (カ) 民間収益施設
 - 人々の交流を創出する施設として、多様なイベントを提供し常に新鮮な体験を届けることで、また行きたいと思わせる場所となることを目指す。

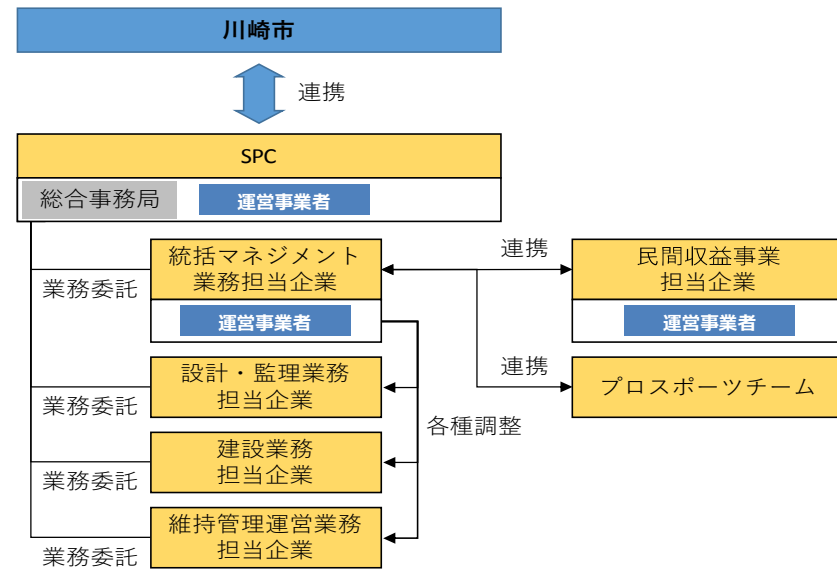
(6) 維持管理手法

- ア 公園および公園施設の供用開始から事業終了まで、利用者が安全・安心かつ快適に利用できるよう、適正頻度・品質の維持管理業務を実施。
- イ 複数の施設を一体的に維持管理することによりコスト削減を図る。
- ウ 事業期間中の施設等の機能及び性能等を、適正な状態で保持し、かつ事業期間終了後も継続的に使用できるよう、施設種類に応じた適切な管理を実施。
- エ 清掃業務については、清掃箇所の用途、性能、仕上等を踏まえ、個別箇所ごとに日常清掃と定期清掃を組み合わせる行う。

(7) 実施体制

- ア 提案者が統括マネジメント担当企業となり、SPCの総合事務局として各種協議・連絡窓口を一元化。
- イ 統括マネジメント担当企業は事業全体のコーディネーターとして各業務担当企業と十分な連携が取れる体制を構築。また、迅速、的確な対応が可能になるよう、すべての情報を統括マネジメント担当企業に集約・一元化し、各業務担当企業との調整やプロスポーツチームや民間収益施設との連携を行う。

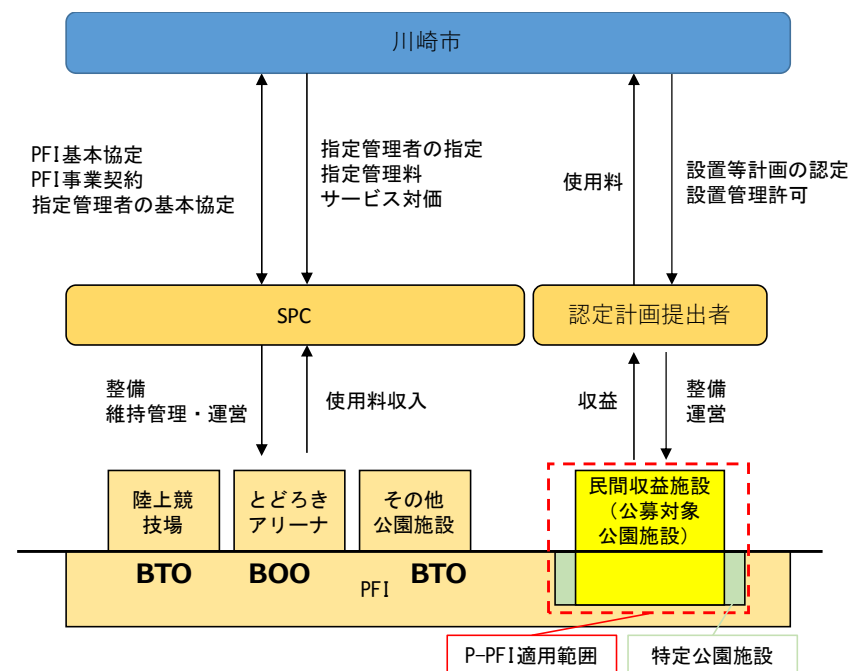
■ 実施体制図



(8) 事業スキーム

- ア PFIと公募設置管理制度（以下「P-PFI」という。）を組み合わせる。事業範囲全体にPFIを適用し、民間収益施設の設置範囲にのみP-PFIを適用。ただし、事業実施にあたり、次の条件を前提としている。
 - ✓ 便益施設についても、10%の緩和を参酌して建蔽率を条例にて定めること
 - ✓ PFI事業の規定に基づき、最大30年間の設置管理許可を担保すること
 - ✓ 指定管理期間をPFI事業の事業期間に合わせて設定すること
- イ 特定公園施設の範囲は公募対象公園施設の外構部分を想定。認定計画提出者には代表企業を想定。

■ 事業スキーム図



(9) 特定事業及び付帯事業の範囲

- ア 陸上競技場、市民ミュージアム、とどろきアリーナ及びその他既存公園施設再整備の設計、建設、工事監理、維持管理、修繕業務はPFI法に基づく特定事業の対象とする。
- イ 陸上競技場、市民ミュージアム、その他既存公園施設については設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて運営及び維持管理を行う方式（BTO方式）。
- ウ とどろきアリーナについては、設計、建設、事業期間を通じて運営及び維持管理を行い、事業期間終了後に解体・撤去する方式とする（BOO方式）。
- エ 等々力緑地再整備・運営等事業のうち、民間収益施設の整備及び運営はPFI法に基づく特定事業の対象外とする。

(10) 事業期間

- ・ 設計・建設から事業終了までの30年間

(11) 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果

		従来方式	PFI方式(BTO)
公共負担額	現在価値換算前	58,068,041千円	56,050,402千円
	現在価値換算後 (割引率3.0%)	46,914,451千円	39,726,601千円
VFM			15.3%

※ 施設の一部はPFI事業者が整備から管理運営、事業期間終了後の解体・撤去までを独立採算で行うため、VFMの算定からは除外している。

※ 上記のVFMについて、審査部会の検討の中で再精査を行った結果、最終的に以下のとおりのVFMが認められた。

利用料金収入、法人税収入、現在価値換算に用いた割引率の精査(3.0%→1.8%) → **VFM 6.9%**

民間提案審査部会から提出された審査講評の総評は次のとおりです。

【総合的所見】

- 提案者からの民間提案は、等々力緑地全体を一体で運営することで、公園全体の魅力の最大化を実現するとともに、複数の施設を一体的に維持管理することによりコスト削減を図るなど、市が進める等々力緑地再編整備に向けた民間活力の導入の取組の方針に沿った提案であると認められる。
- 一方で、提案には、必ずしも現在よりも市民サービスの向上に資するとは現時点では判断できないものも見受けられる。そのため、市民、利用者、利用者団体（以下、「市民等」という。）や議会に対し丁寧な説明を行い、そこでの議論を経て、取組に対する理解を得ることが必要であり、個別の提案一つ一つにおいて散見されるそうした課題についても、十分に検討することが不可欠である。
- また、中長期的な都市や自然環境への影響等を考慮しながら、個々の施設や機能等の整備の必要性のさらなる検証とともに、環境保全、防災、バリアフリー・アクセス向上等の取組の充実が必要である。
- 加えて、本審査部会において提案内容を審査した結果、一定のVFMが確認されたが、事業収益の市への還元方や効率的な公園の管理・運営手法に関しては、もう一步踏み込んだ検討が必要である。
- 本審査部会での総合的な評価としては、提案の妥当性は認められるものの、提案の具体的な実現可能性等を判断するためには、市民等や提案内容の検討に必要となる有識者等を交えながら、さらに検討を深めていく必要があると判断する。

【提案内容の公表について】

- 提案者は、提案には、営業上の秘密などの知的財産が多分に含まれていると主張しているところであり、提案内容は、企業の知的財産として十分に保護に値すべきものと思料されるが、等々力緑地及び緑地内の各施設は、市民等や地域とともに育てていく「公共財産」であり、それらのステークホルダーとの調整なくして提案の実現はないと言わざるを得ない。
- 提案者は、それらを十分に理解した上で、議論を進める上で必要な事項について、可能な限り公にすることを了承する必要があると考えられ、市は、そうした提案者の協力を得た上で、市民等や有識者との議論を進めるべきであると本審査部会は考える。

【提案者への対応について】

- 市は、提案が採用されるか否か不安定な立場でありながらも、PFI法に基づく民間提案の制度を活用して提案を行った提案者の立場を踏まえ、提案者を適切に評価しつつ、提案内容の検証と再編整備事業の実施に向けた議論を進めるために、共に協力するための取組を講じる必要があると考えられる。
- ただし、今後、再編整備事業において、PFI等により事業者の公募を実施する際には、他の事業者も広くその公募に参画できるよう、公平性・透明性・競争性の確保に留意すべきであり、そうした対応が公共的な事業には求められることを、市と提案者双方において理解する必要があることを申し添える。

「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）」 についてご意見をお寄せください

等々力緑地においては、平成 23 年 3 月に「等々力緑地再編整備実施計画」を策定し、計画に基づく段階的な緑地の整備等の取組に加え、公園内施設の一体的・横断的な管理運営や利活用の検討など、公園のさらなる魅力向上に向けた取組を進めてきました。そうした中、民間事業者から PFI 法に基づく民間提案の提出があり、有識者による審査を行ってきたほか、台風 19 号により浸水被害等が発生するなど、緑地を取り巻く大きな状況の変化が生じています。

こうしたことから、等々力緑地のさらなる魅力向上に向けて、資料 1 に「4 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）」をとりまとめましたので、皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

令和元年 11 月 21 日（木）～令和元年 12 月 20 日（金）

※郵送の場合は、令和元年 12 月 20 日（金）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント専用ページ」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファックス

FAX 番号：044（200）3973

（川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室）

(3) 郵送先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前タワーリパーク 17 階

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室

(4) 持参先

川崎市川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前タワーリパーク 17 階

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（市役所第 3 庁舎 2 階）、

中原区役所道路公園センター、等々力陸上競技場、とどろきアリーナ、公文書館、

等々力緑地テニスコート管理棟、建設緑政局等々力緑地再編整備室、川崎市ホームページ

4 問合せ先

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室

電話：044（200）2408 FAX 番号：044（200）3973

E-mail: 53todose@city.kawasaki.jp